令和８年８月27日
第８回介護保険運営協議会
参　考　資　料　３

○東久留米市デイサービスセンター条例

平成１８年６月３０日
条例第２２号

（設置）

第１条　この条例は、居宅において介護又は支援を要する老人等の福祉の向上を図るとともに、その介護者の負担の軽減等を図ることを目的として、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１５条第２項の規定に基づき、東久留米市デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

（事業）

第３条　センターは、次に掲げる事業を行う。

（１）　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第７項に規定する通所介護に関すること。

（２）　法第８条第１７項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）に関すること。

（３）　法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（以下「第１号通所事業」という。）に関すること。

（４）　その他東久留米市長（以下「市長」という。）が必要と認める事業

（利用対象者）

第４条　センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　法による要介護又は要支援認定を受けた者

（２）　介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６２の４第２号に規定する第１号被保険者

（３）　法第７条第３項第２号又は同条第４項第２号に該当する者（居宅において介護又は支援を要する者に限る。）であって、かつ、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１５条の２に規定する介護扶助の対象となる者

（４）　老人福祉法第１０条の４第１項第２号の措置に係る者

（５）　その他市長が必要と認めた事業の利用者

（利用の制限）

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限す

ることができる。

（１）　感染性疾患を有する者

（２）　疾病又は負傷のため、医師が利用困難と認めた者

（３）　その他センターを利用させることを、市長が不適当と認める者

（費用の負担）

第６条　第３条第１号から第３号までに規定する事業の提供を受けた場合には、利用者は、通所介護、地域密着型通所介護又は第１号通所事業に要した費用の額から法第４１条第４項第１号に規定する通所介護に係る居宅介護サービス費、法第４２条の２第２項第２号に規定する地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費又は法第１１５条の４５の３第１項に規定する第１号通所事業に係る第１号事業支給費の額を控除して得た額を負担しなければならない。

２　第３条第４号に規定する事業の提供を受けた場合には、利用者は、市長が別に定める額を負担しなければならない。

（損害賠償）

第７条　利用者は、施設及び設備等を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（委任）

第８条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この条例は、平成１８年７月１日から施行する。

付　則（平成２９年３月３１日条例第７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（東久留米市デイサービスセンター条例の一部改正に伴う経過措置）

２　施行日前において第１条の規定による改正前の東久留米市デイサービスセンター条例（次項において「旧条例」という。）第３条に規定する事業の提供を受けた利用者の費用の負担については、第１条の規定による改正後の東久留米市デイサービスセンター条例（次項において「新条例」という。）第６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　この条例の施行の際現に介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている被保険者については、当該要支援認定

の有効期間（法第３３条第１項に規定する有効期間をいう。）の末日までの間は、新条例第３条第２号及び第６条の規定は適用せず、旧条例第３条第２号及び第６条の規定は、なおその効力を有する。

付　則（令和６年２月２９日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東久留米市デイサービスセンター条例の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

別表（第２条関係）

名称	位置
東久留米市デイサービスセンター　ガーデン・ほんむら	東久留米市下里一丁目１１番２２号
東久留米市東部デイサービスセンター	東久留米市大門町二丁目１０番５号
東久留米市幸町デイサービスセンター	東久留米市幸町一丁目１９番５号